

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「別表第二の十六の項6の」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を加え、「宅地造成等規制法施行細則」を「旧宅地造成等規制法施行細則」に改める。

(奈良県土採取規制条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県土採取規制条例施行規則（昭和四十九年九月奈良県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第六号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部改正)

第三条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「~~宅地造成等規制法~~」を「~~宅地造成等規制法~~の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の~~宅地造成等規制法~~」に改める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年三月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「~~宅地造成等規制法~~」を「~~宅地造成等規制法~~の一部を改正する法律（

令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる回法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

第五条 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和四十九年四月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(その一)及び同様式(その二)中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる回法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。
(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正)

第六条 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二項第二号中「宅地造成等規制法(」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる回法による改正前の宅地造成等規制法(」に改め、「」及び」の下に「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第三号)第一条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。